

生徒指導関係（HP 掲載用）

（1）表彰規程（抄）

（目的）

第1条 学則第31条の規定に基づき本校生徒の褒賞について必要な事項を定め、すぐれた学業、高校生活、及び諸活動の成果を讃えるとともに、その個人又は集団を激励することを目的とする。

（名称）

第2条 この規程による表彰は「園部高等学校教育賞」と称する。

（授与対象）

第3条 この賞の授与対象は原則として次のいずれかに該当する個人又は集団とする。

（1）3年間の評定平均値が4.8以上のもの

（第3学年第3学期までの成績で、調査書の評定平均値と照合する。）

（2）3年間の教科を無欠課・無遅刻（早退含む）であり、かつ学校行事・LHR・SHRにおいて無欠席のもの（LHR・行事・SHRの遅刻・早退は含めない）

（成績一覧表にて照合する。）

（3）特別活動において、以下のような著しい成果をあげた場合

ア 生徒会執行委員会執行委員長及び執行副委員長を務め、その活動の向上充実に貢献したもの

イ 部活動において、京都府大会で優勝または、近畿大会以上で入賞もしくは入賞と同等の評価を受けたもの

ウ 文部科学省または京都府教育委員会が主催・共催を原則とする大会等で顕著な成績を収めたもの

（4）社会に評価される善行をなしたものと及びその協力者、又はボランティア活動に尽力し地域社会の評価を得たもの

（2）生徒指導規程（抄）

この規定は、本校生徒の生徒指導について適用する。本校生徒として、生徒指導上指導が必要とされるものについて、訓戒、謹慎等の指導を行う。

（例）

ア 授業中及び校内生活において態度不良のもの

イ 教職員の指導に従わないもの

- ウ 正当な理由がなく、遅刻を常習とするもの
- エ 学業上の不正行為のあったもの（期間中の該当科目、提出物等の得点を認めない。）
- オ 飲酒又は喫煙をしたもの
- カ 無許可でバイク等の免許取得、使用、乗車をしたもの
- キ 交通機関の不正乗車
- ク 個人又は集団で暴行、傷害、恐喝、脅迫行為をした及びそれを教唆煽動したもの
- ケ 薬物使用のあったもの
- コ 故意に公共物又は他人の所有物を著しく破損したもの
- サ その他生徒指導上必要とされるもの

(3) 服装規程

- 1 本校生徒の登下校及び学校生活における服装について次のとおり定める。
- 2 生徒は本校所定の制服（図参照）を下記のとおり着用するものとする。
 - (1) 冬服装（10月～5月）

所定のブレザーとスラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボン、カッターシャツまたはカッターブラウスを着用する。

ブレザーの下に学校指定のベストまたはセーターを着用してもよい。
 - (2) 夏服装（6月～9月）

所定のスラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボン、カッターシャツまたはカッターブラウスを着用する。

学校指定のベストまたはセーターを着用してもよい。
- 4 登下校時の履物は、そのまま体育の授業ができる運動靴が望ましい。（ハイヒール、パンプス、厚底の靴、スリッパ・サンダル等は禁止する。）ただし、校舎内の上履きは学校指定のスリッパ、体育館では指定の体育館シューズを使用する。
- 5 校外における学校行事・HR行事・部活動などは、特別の指示がない限り所定の服装で参加する。日曜・祭日・休業中の登下校についても上記に準ずる。
- 6 服装は清潔・端正であることを基本とし、下記の事項に違反してはならない。
 - (1) パーマ・染色等、頭髪加工は認めない。
 - (2) 化粧（有色のリップクリーム・マニキュア・ファンデーション等）装飾品（指輪・イヤリング・ピアス・ネックレス等）は禁止する。
 - (3) 本校で指定した服装の変形を認めない。（スカート丈については膝の中心を基本とする）
 - (4) 教室内におけるコート・マフラー・手袋等の着用を禁止する。

(4) 通学規程

この規程は、本校生徒の登下校の通学について適用する。交通法規・交通道徳を守り、事故のないよう、又、本校生徒としての品位を汚さないようにしなければならない。入学と同時に「通学届」を提出し、その届にある通学方法及び経路で登下校する。また、その後、通学方法や経路が変更になった場合は、速やかに担任に申し出て新たな通学届を提出すること。

(1) 自転車通学

- ① 自転車通学を希望する生徒は、所定の「自転車通学許可願」に必要事項を記入して提出する。許可された場合は、ステッカーを自転車後部のよく見えるところにはっておく。
- ② 電車通学で園部駅から学校まで自転車を利用する場合も上記と同様の手続きをする。
- ③ 違法駐輪及びステッカー無し自転車での登校を繰り返した場合は、自転車通学許可を取り消す場合がある。
- ④ 自転車に乗車する際はヘルメットを着用することが望ましい。

(5) 単車等の使用禁止に関する規程

この規程は、本校生徒の原動機付自転車・自動二輪車・自動車（以下単車等という）の使用を止することにより、自他の生命を尊重し、心身ともに健全な高校生活を確立することを目的とする。

- (1) 本校生徒は、通学及び在宅時において単車等に乗ったり、同乗したりしてはならない。
- (2) 生徒は在籍中、単車等の運転免許証（以下免許証という）を取得することはできない。
- (3) この規程に違反したときは、本校生徒指導規程を適用する。

ただし、以下の場合は上記の限りでない。

ア 最寄りのJRの駅、または、バス停留所より片道8km以遠の山間部で、自転車で通学することが困難な地域に居住する生徒、バスの便が著しく悪く、通学に支障をきたす地域に居住する生徒は、2年生より特別にバイク（原動機付自転車）による通学を認めることがある。（このバイク通学特別許可については別に定める。）

イ 自動車の免許取得については原則として、3年生の10月以降で、かつ進路が決定し届けを提出した生徒について自動車学校の入校を認める。なお免許取得は卒業式以降認める。